

令和7年度高砂市移住定住パンフレット作成業務
プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市移住定住パンフレット作成業務実施要領(以下「実施要領」という。)に定める、高砂市移住定住パンフレット作成業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、実施要領にもとづき提出された応募図書の評価を行う。

(評価方法)

第3条 選定委員会は、提出された応募図書にもとづき、次の各号により評価し、合計点が60点以上で、最も高い者を委託予定者とする。

- (1) 参加資格 配点を5点とし、すべて満たしていれば5点とする。ただし、参加資格を一つでも満たさない場合は失格とする。
- (2) 業務実績 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
- (3) 専門性及び技術力 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
- (4) 企画力及び創造性 配点を30点とし、合格基準を15点として評価する。
- (5) 価格 配点を10点とし、最高価格を0点、最低価格を10点して、提案価格の順位により評価する。ただし、提案価格が提案上限額を上回っている場合は失格とする。

2 前項第5号の評価について、応募者が1者の場合は10点とする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長1人、委員4人で組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策部シティプロモーション室広報広聴担当において処理する。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月27日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

役 職	所属及び補職名
委 員 長	政策部シティプロモーション室長
委 員	健康こども部子育て支援室子育て支援課長
委 員	生活環境部環境経済室産業振興課長
委 員	都市創造部都市住宅室都市政策課長
委 員	教育部教育推進室教育総務課長